

実践能力習得訓練コースを 実施しませんか？



訓練受講者：貴社での採用を希望する障害のある方

- ・訓練で実際の仕事を経験していただくことで、
実力や適性を判断することができます。

訓練期間：1ヶ月（60時間～100時間）

- ・実施企業や訓練受講者の希望によって、
訓練期間と訓練時間帯を決めていきます。

訓練内容：業務の補助作業や実際の業務

- ・従業員から聞き取りをして、担当して欲しい業務や
担当できそうな業務を切り出してください。

委託料

- ・中小企業：9万円（税別）
- ・中小企業以外：6万円（税別）
(訓練生1人／月額)



- ・障害のある方の雇用経験がないので、指導方法が不安
- ・実際にどの程度の仕事ができるのか、すぐに辞めないか不安
- ・障害のある方への接し方がわからなくて不安

訓練を実施することで、障害のある方を雇用する上で必要になる作業手順や職場ルールの伝え方の理解が深まり、多様性に関する従業員の意識改革にもつながります。また、障害の特性に応じた業務内容で採用することで、障害者雇用への不安が軽減されます。



【お問合せ先】広島障害者職業能力開発校（障害者委託訓練担当）

〒734-0003 広島市南区宇品東四丁目 1-23

TEL:082-254-1766(平日9時～17時) FAX:082-254-1716



障害者委託訓練の HP

訓練から採用までの流れ

採用の前に訓練を受けさせたい場合

障害者雇用を進めるために、訓練の対象者を公募したい場合

当校の支援員と訓練日程や作業内容についての打合せを行います

当校の支援員と訓練日程や作業内容についての打合せを行います

入校選考（面接）を行い、受講の可否を決定します

当校で募集用の資料（募集要項等）を作成し、訓練生の募集を行います

委託契約を締結し、訓練を実施します

委託契約を締結し、訓練を実施します

訓練終了後は、委託料をお支払いするための書類を提出していただきます

訓練終了後は、委託料をお支払いするための書類を提出していただきます

事業所と訓練生の合意があれば、訓練生が紹介状を取得し就職面接を実施することとなります

事業所と訓練生の合意があれば、訓練生が紹介状を取得し就職面接を実施することとなります

訓練期間では採用の判断ができない場合は、トライアル雇用の併用も可能です

訓練期間では採用の判断ができない場合は、トライアル雇用の併用も可能です

- ・必要な書類の作成は、主に当校の支援員が行います。
- ・訓練中は雇用ではないため、訓練受講者への賃金の支払いは必要ありません。
- ・訓練生の労災事故に備え、県の負担で労災保険の特別加入をします。
- ・途中退校の場合、委託料が減額になることがあります。